特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
5	固定資産税・都市計画税に関する事務書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生せるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県桶川市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務						
②事務の概要	固定資産税の評価及び固定資産税・都市計画税の賦課、決定に関する事務						
③システムの名称	税務システム(固定資産税)、地方税電子申告支援サービス(eLTAX)、団体内統合宛名システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル	名						
固定資産税賦課情報ファイル	、土地情報ファイル、家屋情報ファイル、償却資産申告情報ファイル、償却資産物件情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 (利用範囲)、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令 第16条						
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠)なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)						
5. 評価実施機関における	· 担 当部署 ·						
①部署	企画財政部税務課資産税係						
②所属長の役職名	税務課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総務部総務課総務·情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	企画財政部税務課資産税係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211						
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した						
海田1 1- 冊山							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		17年4月1日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の)種類			
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書施機関について] は、それぞれ重り	点項目評価書 <i>又</i>	3) 基礎項目評価	書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	・ワークシステム	ムを通じた入手	を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され [*]	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			[O]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	提供ネットワーク	システムを通じ	た提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続	1]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	С]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され	

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		ر <u>ا</u>	手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	し 十分である	<選択肢>		
判断の根拠	講じている。 特定個人情報の記載がある	文書等を廃棄する際は	、シュレッダーにて廃棄するように徹底している。	
9. 監査				
実施の有無	[]自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行わ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正。 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク	け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 って不正に使用されるリスクへの対策 Eな使用等のリスクへの対策 「行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。」 クシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 クシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 えい・滅失・毀損リスクへの対策		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・基幹系システムについて、青覧可能な情報の制限が設け		ド入力によるログイン管理がされ、所属毎での閲	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	る担当部著(1)部署	総務部税務課固定資産税グループ	総務部税務課資産税係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	職名	課長 川辺 吉展	税務課長	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	求先	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務·情報公開係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	求先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	連絡先	総務部税務課固定資産税グループ	総務部税務課資産税係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	表紙. 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言特記事項	固定資産税・都市計画税に関する事務では、 事務の一部を外部に委託しているため、秘密 保持に関しても契約に含めることで万全を期し ている。	削除	事後	委託内容に特定個人情報が 含まれていなかったため
令和1年6月26日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	尽の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和2年5月27日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年6月18日	Ⅱ - 1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	I -5. ①部署	総務部税務課市民税係	企画財政部税務課市民税係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I -8. 連絡先	総務部税務課市民税係	企画財政部税務課市民税係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつ時点 の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ -2. 取扱者数 いつ時点 の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	見直しを実施したため
	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点 の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点 の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	I -3.	番号法別表第1の16の項及び地方税法等	番号法別表の24の項及び地方税法等	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Iー4. ②法令上の根拠	い。) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市長村長」の項のう ち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税 に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 による地方税の賦課徴収又は地方税に関する 調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	(主務省令第2条の表における情報提供の根拠)なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方	事後	法改正のため
	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点 の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	見直しを実施したため
令和6年/月10日	Ⅱ -2. 取扱者数 いつ時点 の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	見直しを実施したため
	IV −6. 情報提供ネットワーク システムとの接続	[〇]接続しない(入手)	十分である	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I -1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、地方税電子申告支援サービス(eLTAX)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	税務システム(固定資産税)、地方税電子申告支援サービス(eLTAX)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	システム標準化に伴う変更
令和7年10月31日	I -3. 個人番号の利用 法 令上の根拠	番号法別表の24の項及び地方税法等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項(利用範囲)、別表24の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつ時点 の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	Ⅱ -2. 取扱者数 いつ時点 の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	Ⅳ-8. リスク対策 人手を介 在させる作業	なし	リスク対策 十分である 判断の根拠 特定個人情報の登録を行う際は、複数人での 確認を徹底し、人為的ミスが発生するリスクへ の対策を講じている。 特定個人情報の記載がある文書等を廃棄する 際は、シュレッダーにて廃棄するように徹底し ている。	事後	評価書の様式変更
令和7年10月31日	IV-11. 最も優先度が高いと 考えられる対策	なし	最も優先度が高いと考えられる対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 対策は十分か十分である 判断の根拠 ・基幹系システムについて、静脈認証、ID・パスワード入力によるログイン管理がされ、所属毎での閲覧可能な情報の制限が設けられている外、特定個人情報を扱う場合には、上記ログイン後に改めて静脈認証とID入力による特定個人情報の管理画面へのログインが必要となる。 ・基幹系システム端末でのUSBメモリ等の使用制限が設けられている。	事後	評価書の様式変更